

神楽名

畠・鳥の巣神楽

伝承地

松尾地区

椎葉村大字松尾畠・鳥の巣

指定等

国指定重要無形民俗文化財

伝承団体

畠・鳥の巣神楽保存会

代表 椎葉 実



幣かたげ

◆ 神楽の概要・由来・その他

畠・鳥の巣地区は、椎葉村の北東部、標高が約600メートルの山間にある世帯数15戸の集落である。昔は旧暦の11月21日、3年に一度栗の尾神楽に依頼をし、地区の民家を神楽宿として輪番で舞ってもらっていた。昭和23年より栗の尾に習い、元は別々であった畠と鳥の巣が一緒になり、畠・鳥の巣神楽として奉納されるようになった。11月9日に女性も皆一緒に集まり、「やくじん講」とよばれる、神楽についての打ち合わせをする。集落の氏社である畠伊勢神社は、昭和3年まで地主である椎葉氏の宅地内にあったもので、現在も氏の所有地である。神楽奉納前に、社殿裏山に片屋根萱葺きの火の神・稻荷神等、七神の小祠を設け奉幣する。森神の宿り木16カ所に注連を張り、カケグリをあげる。社への献撰は「御供」(米粉に豆腐を混ぜ、榦葉に包む)と昔の戸数分の「ぶっしょう」(米・塩を白紙に包んだおひねり)で、氏子が後で分けていただく習わしがある。

20数年前まで、集落に修験者がおり、唱え言や神がかりなどで病気の治療等を行っていた。神楽は舞わなかったが、御幣切りは修験者から伝わったと云われている。

◆ 芸能の機会・場所

- 畠・鳥の巣神楽... 11月23日、畠伊勢神社にて「式三番」を奉納

◆ 演目一覧

- 平成27年11月に奉納された「式三番」

扇の手

幣かたげ

宮神楽

- 平成6年11月に奉納された演目

(社殿での奉納舞)

扇の手

さやの手

宮神楽

(畠・鳥の巣公会堂にて御神屋神楽)

扇の手

さやの手

幣かたげ

❖ 演目の特徴

現在は畠伊勢神社にて「式三番」が舞われる。伝承されている演目は「宮神楽」「扇の手」「さやの手」「幣かたげ」「鈴の手」「ましばり面」と、余興神楽として考へた「めしょう面」である。平家まつりで順番が廻ってくる年は、面舞も舞われる。伝承当時は宮神楽三番、御神屋神楽六番の扈神楽であった。激しい太鼓とは対照的に静かな舞で、足を踵から着けて舞われる。式三番の奉納後、参拝者を金の御幣で淨める。

畠・鳥の巣神楽に舞を伝えた栗の尾神楽は、島戸から伝わったと云われ、同地区の水越は夜狩みずこし よかり内から習ったと云われる為、舞いは異なっている。

❖ その他の特徴

- 面…荒神、鬼神、めしょう面、男面、ましばり面（面は村祭りの時のみ使用）
- 楽…締め太鼓、横笛、かね鉦、ほらがい法螺貝
- 装束…白の舞衣、白袴、えぼし鳥帽子、花笠
- 採り物…御幣、かね金の御幣、扇、鈴、刀、すりこぎ（山椒の木）、面棒 等
- 文書…幣の型紙や切り方を書いたものを保管

❖ 伝承の現状・課題

保存会会員は5、6名、以前神楽を舞っていた50代、60代の人が病気などの理由でここ5年ほど舞っていない。松尾中学校で10年間神楽を指導していたが、廃校になり継続できなかった。中学時代に習った世代にまた舞いたいとの声がある。伝承のため、幣の型紙や切り方を書いた紙を保管してある。



扇の手



宮神楽



お淨め